

日本維新の会の長崎くみです。第9回定例会におきまして、質問の機会を頂きましたことを感謝申し上げます。最後の発言議員となりました。お疲れも、おありのことと存じますが、しばらくの間、ご清聴賜りますようお願い申し上げます。早速、質問に入らせていただきます。

まず、初めに動物愛護についてお伺い致します。

迷子になったり、捨てられたりした犬猫の飼い主がすぐにわかる様に販売業者（ブリーダーやペットショップ）にマイクロチップの装着を義務付ける改正動物愛護管理法が本年6月に施行されています。環境省によりますと迷子や飼育放棄など自治体に引き取られる犬猫は2020年度には約7万2000頭、殺処分は約2万3000頭に上り、対応が課題となっていました。同法の改正により迷子になった際や災害で離れてしまった際に飼い主を見つけやすい事や更には安易な遺棄の防止など適切な飼育環境の確保が期待できるとしています。このマイクロチップは電子器具で小指の爪とほぼ同じ長さで肩のあたりに注射器で取り付けますが15桁の識別番号が記録されており環境省のデータベースと照合すると所有者の名前や住所、犬猫の生年月日や品種などが分かります。ただし、すでに飼われていたり保護団体の犬猫の装着については努力義務です。一般社団法人ペットフード協会によりますと2021年度、国内で飼育されている犬猫は約1600万頭に上りますが、飼い主からはペットの体内に異物を入れることへの抵抗感や健康上の影響に対する不安の声などの意見もあり、飼い主にどの様に登録を促すかが今後の課題となります。

①そこでお伺いいたします。マイクロチップを義務付ける改正動物愛護管理法について当局の見解をお聞かせください。

答弁

次に学習端末（タブレット）を使ったトラブルについてお伺いいたします。

2020年度以降、全国の小中学校に1人1台配備された学習用端末（タブレット）を使用したいじめが全国の主要109自治体のうち少なくとも25自治体で47件あったことが読売新聞の調査で明らかになっています。他の児童のIDやパスワードを勝手に使用する不正アクセスも23の自治体で36件不適切な利用がありました。タブレット端末は高い学習効果が期待できますが適切に活用しなければ、同様のトラブルは本市でも起こりえる可能性があります。②お伺いいたします。本市でも小中学生にタブレット端末を配布していますがこれまで誹謗中傷などのトラブルはあったのでしょうか？③併せて教育現場での適切な管理や運営はどの様に行われているのか？お答えください。

答弁

※これで第1問目を終わります。第2問目からは一問一答で行わせて頂きます。

(一問一答)

ご答弁ありがとうございます。動物への健康への影響についてですが飼い主にすれば犬猫は家族であり、マイクロチップという異物を体内に入れることへの不安を感じる人も少ないと思います。今回の法律の改正前からマイクロチップの導入は広がっていて現在は日本獣医師会や動物の団体がそれぞれデータベースを作っています。①そこでお伺いします。日本獣医師会では276万頭の犬と猫の情報が登録されているとのことですが動物への健康の影響について個々の事案や統計など市として何か把握されているのでしょうか？

答弁

ペット保険などを取り扱う保険会社が2019年犬や猫を飼育する200人を対象にアンケートを行っていますが全体の69.5%がマイクロチップの装着の義務化に「賛成」または「どちらかという賛成」と回答し一方30.5%は「反対」または「どちらかという反対」と回答していますがその理由はかわいそうとか装着後のペットの状態が心配などの意見がありました。これは飼い主の意識を知る上で参考になると思います。②すでに法律の改正前から取り扱うすべての犬と猫にマイクロチップを装着しているペットショップもあります。購入する際に氏名・住所・連絡先など登録の手続きをすると、迷子や災害時に飼い主に連絡がいきますが実際に本市では、殺処分の抑制や迷子になった犬や猫の発見に繋がるなどの事例があるのでしょうか？件数が分かれば教えて下さい。

答弁

マイクロチップの装着は繁殖・販売業者に、義務化されていますが同法施行前から家庭で飼われている犬猫への装着は努力義務とされています。狂犬病予防法に基づいて登録されている犬だけで市内28000頭以上が飼育されています。マイクロチップの装着は飼い主への速やかな返還や犬猫の無責任な遺棄を抑制し殺処分の減少も期待できます。③現実的には一般家庭の飼い主の浸透には課題がありますが市として今後、どの様に周知し推進されていくのでしょうか？お答えください。

答弁

犬がマイクロチップを装着して環境省のデータベースに登録した場合、居住する自治体が特例制度に参加していれば狂犬病予防法の犬の登録申請があったものとみなされる仕組みも本年 6 月から始まっています。住民が犬を飼う場合、役所の窓口手続きが不要になり飼い主の利便性向上にもつながります。東京都の大田区などは特例制度に参加していますが本市も含め、全国的に参加する自治体は低調です。特例制度に参加することで飼い主の利便性が高まりますが、④本市において特例制度参加についての見解をお聞かせください。

答弁

多頭飼育についてお聞きします。ペットに不妊去勢手術を施さず大量繁殖となり飼育できない状態に陥る多頭飼育崩壊の問題が後を絶ちません。猫の場合 1 歳未満でも妊娠、手術しなければ年に 2 から 4 回、1 回に 4 頭から 8 頭生むため短期間で繁殖します。ペットが増えすぎて飼いきれない場合は近隣住民とのトラブルになるケースや飼育できずに（民間団体に）保護しきれない動物は殺処分されることにも繋がります。市としては福祉部門などと連携しながら適正飼育に向けた指導を行う事や野良猫の TNR 活動の促進も図っておりますが、⑥飼い主の中には経済的な困窮や認知症など複数の要素が絡んでいる方も少なく、必要な支援が行き届いているかの検討や地域の方々にも協力を得ながら粘り強く取り組む必要があります。また多頭飼育崩壊は再発しやすいのが特徴です。これまでの状況や課題を踏まえ当局として今後、どの様に飼い主に寄り添う仕組みを構築されていくのでしょうか？お聞かせください。

答弁

次に繁殖業者（ブリーダー）やペットショップが提出を義務付けられている動物販売業者等定期報告書（犬猫等販売業者定期報告届出書）についてお聞きいたします。この届出書は 2013 年 9 月に施行された改正動物愛護法で義務付けられていて業者は年度初めの所有数・新たに所有した数・販売または引き渡した数・死亡した数を数値でまとめて報告しなければなりません。届出を怠ると 20 万円以下の過料が科されることとなります。犬猫の数を正確に把握するためには重要な届出になりますが朝日新聞が事務を所管する全国の役所に調査を行ったところ、全国の犬猫等販売業者の登録事業数に対して提出済の業者は少なく例えば 2018 年度であれば全国 1 万 5911 件の登録業者に対し 1 万 4045 件、提出率は 88.27% です。⑦尼崎市も事務を所管していますが登録事業所数に対して毎年の提出状況についてお聞かせください。

答弁

⑧提出を怠った業者に対して罰則がありますが、実際、過料（罰則）が科された事例はあるのでしょうか？

答弁

省令の数値規制では犬猫を収容するケージの広さや繁殖年齢について更には飼育する数についても制限があります。また、従業員 1 人当たりの飼育数は本年 6 月から第一種動物取扱業者は犬 30 頭、猫 40 頭、うち繁殖犬は 25 頭、繁殖猫は 35 頭までとしています。完全施行の令和 6 年 6 月から第一種動物取扱業者は犬 20 頭、猫 30 頭、うち繁殖犬は 15 頭、繁殖猫は 25 頭まで抑えられます。この規制で劣悪な環境で育った犬猫の流通が減る事は賛成ですが懸念される内容もあります。⑩ペット関連業界団体の犬猫適正飼養推進協議会によりますと規制が行われれば犬の繁殖業者は 32,3%、猫の繁殖業者は廃業の視野に入れているなどの調査結果を公表しています。また、期限内に販売や譲渡が進まなければ大量の犬猫が行き場を失い遺棄や殺処分が増えかねないと言った指摘がありますが当局の見解をお聞かせください。

答弁

⑪今後の対策として飼育可能数を超えた犬猫の譲渡や新たな飼い主に繋げる様、今から市としても整備が急務だと思いますが如何でしょうか？

答弁

次に、配布されているタブレット端の活用についてお伺いしてまいります。
 昨年 12 月、他市の一部新聞記事で知ったのですが、本市の配布しているタブレット端末は死ね・殺すなど他人の悪口を書き込み投稿が出来ないシステムを作り本年の 1 月から試験的に導入すると紹介されていました。また、投稿しようとするとう職員に子供の名前が通知される仕組みも併せ持ち子供の投稿を制限する取り組みは全国的に珍しい取り組みだと紹介されていました。内容を把握するために教育委員会に問い合わせたところ大学と企業が連携し開発途中とのことでした。先進的な取り組みとしていじめの投稿は許さないと言う姿勢で臨む教育委員会の対策に期待しています。⑫このシステムについて内容と効果についてお聞かせください。

答弁

ネットいじめは教員や親の目が届きにくく見えないところで行われます。タブレット端末のトラブルを防ぐため、積極的に取り組んでほしいと思いますが新聞記事によりますと今年の1月に試験的に導入するとありました。⑬現在の様な状況か、本格的な実施について何か目標があるのでしょうか？教えてください。

答弁

関連してタブレット端末の機能についてお聞きいたします。本年6月の一般質問で大阪市の先進事例を紹介しながら小中学生一人一人に配備されているタブレット端末操作でいじめ・生活・勉強など相談ボタンを押すと教員通知される機能の導入について質問しました。これは児童生徒がSOSを出しやすくするための提案で教育長のご答弁では、学校での日々の声かけや面談、学校環境適応尺度「アセス」やアンケートを用いて相談しやすい取り組みを充実させてまいります。その上で学校現場の意見聞きながら検討していきたいとご答弁されました。⑭それでは学校現場はどの様な意見があったのでしょうか？学校現場は教員・児童生徒・PTAなど様々ですが、具体的に聞いた対象と人数、そして主な意見についてお聞かせください。

答弁

一般質問でも話しましたが文部科学省では2020年12月に、2019年度に不登校だった小学6年生と中学2年生の子供対象に不登校に関する調査結果を公表しています。その調査結果から不登校になるまでに誰にも相談しなかった小中学生が約4割に上り、学校の先生には1割台しか相談していない結果となっています。この調査結果について教育長の認識を質しましたがご答弁では全く誰にも相談しなかった子供が4割に及んでいることは重要な課題だと認識しておりますとご答弁されました。⑮改めてお聞きいたします。いじめや不登校問題などの対策は早期発見が重要です。対面で相談しにくし児童生徒の為にタブレット端末で相談ボタンを押すと教員に通知される仕組みを追加して頂きたいのですが如何でしょうか、お答えください。

答弁

以上で私の全ての質問を終わります。ご清聴賜り有難うございました。